

競争ルールの検証に関するWG（第39回）/  
消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第44回）合同会合  
に関する追加質問事項

家電量販店でも端末の低価格販売は行われていると思われるが、書面調査では家電量販店も対象にすべきではないか。

（長田構成員）

（公正取引委員会回答）

家電量販店は、MNOの販売代理店として携帯電話端末を販売している場合があり、今回書面調査の対象とした販売代理店には家電量販店が含まれております。

また、家電量販店は、販売代理店としての販売とは別に、メーカーから直接SIMフリー端末を仕入れ、消費者に販売している場合もあることから、MNOの販売代理店による極端な廉価販売が自社のSIMフリー端末の売上げに及ぼす影響の有無等について、ヒアリング調査を行いました。

以上